

第 19 日目（9 月 20 日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は、22 名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。傍聴者の皆様、早朝よりご苦労さまです。

[午前 9 時 30 分]

○議 長 本日の日程は、お手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第 1、陳情第 10 号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択を求める陳情を議題といたします。

総務文教委員長・桑原圭美君の審査報告を求めます。

総務文教委員長。

○桑原総務文教委員長 おはようございます。総務文教委員会の審査報告を行います。

本委員会は 9 月 2 日に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第 110 条及び第 143 条第 1 項の規定に従い、ご報告申し上げます。

期日は 9 月 6 日、委員全員と議長にも出席をいただき審査いたしました。陳情第 10 号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する陳情について審査し、採択すべきものと決定いたしました。

審査の状況ですが、陳情であり紹介議員もいないことから、休憩をとり意見交換をした後、採択とし、賛成多数により陳情第 10 号は採択すべきものと決定いたしました。以上で審査報告を終わります。

○議 長 委員長の審査報告に対する質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 陳情第 10 号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択を求める陳情に対する討論を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

陳情第 10 号「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択を求める陳情、本陳情に対する委員長の報告は、採択であります。

本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、陳情第 10 号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

○議長 日程第 2、第 76 号議案 平成 30 年度南魚沼市下水道特別会計決算認定について及び日程第 3、第 77 号議案 平成 30 年度南魚沼市水道事業会計決算認定についての 2 件を一括議題とします。

2 件について、産業建設委員長・清塚武敏君の審査報告を求めます。

産業建設委員長。

○清塚産業建設委員長 おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからありがとうございます。

それでは、産業建設委員会に付託されました、第 76 号議案 平成 30 年度南魚沼市下水道特別会計決算認定と、第 77 号議案 平成 30 年度南魚沼市水道事業会計決算認定、2 件について審査結果の報告をいたします。

まず、審査の状況であります。令和元年 9 月 5 日午前 9 時 30 分より本庁舎委員会室にて、委員 7 名全員の出席、また、議長からも出席をいただきました。

審査の内容であります。執行部より上下水道部長、下水道課長、水道課長の出席を求め、決算資料等の説明を受けた後、質疑を行いました。

結果を報告いたします。第 76 号議案 平成 30 年度南魚沼市下水道特別会計決算、歳入 50 億 9,830 万円、歳出 48 億 2,053 万円について、執行部の説明後、委員より 4 名の質疑がありました。その後、討論はなしで採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

説明概要を概略説明いたします。下水道会計は、平成 31 年 4 月 1 日をもって地方公営企業法の全部をもって公営企業に移行いたしました。平成 30 年度下水道特別会計は、平成 31 年 3 月 31 日をもって打ち切り決算となりました。

平成 30 年度末の水洗化率は、0.6 ポイント増加の 90.7%になりました。市債発行額は、16 億 4,870 万円で、資本費平準化債（拡大分）は 1 億 8,700 万円、借換債 3 億 600 万円を公債費元金償還分に、資本費平準化債（未利用分）を公債費利子償還分に充当いたしました。公債費は前年度比 1.4%減の 29 億 6,158 万円で、償還ピーク期から徐々に減少していく見込みであります。平成 30 年度の起債残高は、282 億 2,415 万円となり、今後 2 か年間は 8 億円程度であります。農集統合事業が完了する 3 年後からは、年 18 億円程度の割で減少する見込みという説明がありました。

質疑応答の中で、今後、農業集落排水統合の空き施設の管理体制が大きな負担になると思う。取り壊しも 1 つの手と考えるが、補助事業の影響と経費的な問題はないか、という答弁では、補助金で建設したため、処分制限期間内は耐用年数と同じ 50 年であり、これを処分する場合は最悪、補助金の返還が考えられるという答弁がありました。

続きまして、第 77 号議案 平成 30 年度南魚沼市水道事業会計決算認定については、執行部より資料等の説明の後、4 名の質疑がありました。反対討論 1 名、賛成討論 2 名があり、

その後、採決に移り、反対1、賛成5で認定すべきものと決定いたしました。

説明概要であります。平成30年度決算の概要については、平成30年4月使用分より基本料金の減免措置を実施いたしました。これも含め約5,000万円、一般会計より繰り入れを行いました。浄水場は今後10年程度延命化する。将来を見据えた老朽施設の更新や、非常用水源の常用化に向けて整備を計画的に行う。

収益的収支は純利益2億3,167万円、高料金対策など一般会計繰入金の減などにより、前年度比1億53万円の減収になった。給水収益は基本料金の減免措置で、前年度比4.1%の減、14億6,473万円となり、本業での営業損益は1億3,438万円の赤字となりました。経営状況は事業収益20億5,438万円に対して、事業費用18億2,271万円で2億3,167万円の純利益でありました。

高料金の要因となっています企業債の元利償還金は、元金12億3,761万円、利息2億41万円、合計14億3,802万円で、本業の主な収益である給水収益が2,671万円上回り、事業経営の改善が図られています。令和元年度以降において、収益的収支で純利益の確保が難しくなり、令和6年度以降、経常赤字が拡大していく見込みです。内部留保資金も26億円から12億円程度まで減少していく見込みと説明がありました。

続きまして、質疑応答では、説明資料や決算から水道料金を下げられる状況ではないことは、はっきりしているが、下げられる要素はあるのか、という質問に対しまして、下げられる状況ではない。ただし、10立方メートル未満の使用量の少ない方からも一律徴収をしているので、その課題への検討は進めている。公平な負担を求める料金体系の見直しに着手していきたいというような答弁がございました。

以上で、産業建設委員会に付託されました審査報告を終わります。

○議 長 2件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今ほどの、両方の会計の例でちょっと話します。下水道の関係の農業集落排水の部分の建物の除却については、補助金返還の対象となるから、ということで取り壊しができないという話でしたが、浄水場があと10年延命ということであると、浄水場に関しても10年で補助金返還が要らなくなるのかというあたりは、多分、聞いていないと思いますけれども、今後の問題かなと思いますが、何か審議の中であったことがあればお聞きします。

○議 長 産業建設委員長。

○清塚産業建設委員長 今回の質疑の中では、農業集落排水の関係の施設等について質問が出ておりまして、浄水場本体についての10年延命をこれからするわけではありますが、その先については、委員会としては審議はしておりません。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 多分、鉄筋コンクリート等であると、大体50年という話がまた出てくると思うのですけれども、今後の委員会調査ではそこをきちんとやはり追及していかないと、施設は10年でやめる予定だと。緊急水源を今度は常用水源とするということになると、踏襲を

していくわけですから、そうするとなかなか——そのほかに今度、補助金返還というようなことになるといかがなものかと思imasuので、ぜひ、今後の調査としていただきたいと思imasu。以上です。

○議 長 産業建設委員長。

○清塚産業建設委員長 ご意見をいただきました。また、委員会としてもそちらの方向を検討できればと考えております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 76 号議案 平成 30 年度南魚沼市下水道特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 76 号議案 平成 30 年度南魚沼市下水道特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は、認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 76 号議案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第 77 号議案 平成 30 年度南魚沼市水道事業会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案認定に反対者の発言を許します。

5 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 第 77 号議案 平成 30 年度南魚沼市水道事業会計決算認定について、反対の立場で討論を行います。

大企業が空前の利益を上げる一方、働く人の賃金は上がり、格差は広がる一方です。また、年金の引き下げや、医療・介護保険料などの負担増で、市民生活は苦しくなるばかりです。そうしたもとで県下一高い水道料金の引き下げは、多くの市民の願いです。平成 30 年度から基本料金が 215 円下げられましたが、県下一の汚名返上には程遠い金額です。隣り合う湯沢町や魚沼市の 2 倍近い水道料を払い続けなければならないのは、余りにも理不尽です。

この高料金の根本原因が、畔地浄水場を中心とする過大投資にあったことは明らかです。平成 30 年度に見直した経営戦略では、将来的な地域別配水方式への方向性を維持しつつ、地盤沈下の影響を見極めるため、浄水場を 10 年程度、延命化をしておりますが、早急に料金引き下げに向けた明確なビジョンを示していくべきだと考えます。

また、料金体系も問題です。県内の多くの自治体が口径別の基本料金に1立方メートル当たりの使用量を加算する方式になっています。基本料金で比べると、魚沼市の3倍近い金額です。10立方メートルに満たない利用者も大勢いるわけで、こうした社会的に弱い立場の皆さんへの配慮も必要ではないでしょうか。これらの点から、平成30年度南魚沼市水道事業会計決算認定について反対をいたします。以上です。

○議 長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。

3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 第77号議案 平成30年度南魚沼市水道事業会計決算認定についてに対して、南魚みらいクラブを代表して賛成の立場で討論をいたします。

平成30年度の水道事業については、人口減少等によって給水人口は前年度より462名減少し、あわせて節水意識の高まりや節水機器の普及等によって、有収水量も前年度比8ポイントの減となったことにより、事業収益1億1,200万円ほど減少いたしましたが、2億3,167万円の純利益を見込みました。あわせて、元利償還金額より給水収益が2,671万円上回り、事業経営の改善が図られておるところでございます。

しかしながら、健全な水道事業の運営には、一般会計からの繰入金は必須であり、今後も人口減少が続くことから、料金収入の減少は続くものと予測されます。加えて施設及び管路の老朽化による費用の増大、そして、浄水場の当初建設費用の償還と、水道事業会計は極めて厳しい状況にある中、さらに他会計補助金の減少も見込まれ、財政的には水道料金の値下げができないという経営環境に置かれております。

このように厳しい状況の中、精一杯の努力をして、議会で承認を与えた予算に対し適正に執行された決算であると評価し、98%の高い普及率である水道事業は、常に市民生活を支えている、まさに最重要のインフラであり、今後も市民に安全で良質な水を安定して供給するために、より一層の健全経営のための努力を期待し、本決算に賛成するものであります。どうか多くの皆さんからのご賛同をいただきますようお願い申し上げます。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

8番・永井拓三君。

○永井拓三君 それでは、未来創政会を代表しまして、平成30年度南魚沼市水道事業会計決算認定に賛成の立場で討論に参加いたします。

経営戦略の中で、今後の水道事業の基本方針を地域別配水方式へと変換する目標を進める中で、地盤沈下への影響も考えながら水量と水質を確保できるかを見極めている、という内容に関して評価できます。改めて南魚沼市の水道料金は高額であることは周知の事実です。その水道も、もし、災害等で使えなくなってしまうと、本当に大切なものであるということは実感いたします。

しかし、水道事業に対し、一般財源から繰り入れをしなければいけない現実を、経営的に

評価しなければなりません。基準内繰り入れとはいえ、今後の料金体系での経営としての財源に関し、見通しが必要だと考えています。

非常用水源の井戸整備を進めながら、今後 10 年程度延命化することとして、投資・財政計画の見直しを行う必要があります。一般会計からの繰入金が増えているという点に関しては、よい傾向にあると考えています。また、集金に関しては、民間に委託することで集金率を高めているという点に関しても、同様に評価いたします。

一方で、畔地浄水場の延命を考えながら、市内 10 か所に深井戸を掘り、災害時でも安定した配水が可能という方針は重要なことです。新たに深井戸を掘るとなると費用がかかり、その事業にかかった費用を返済することを考えると、急激な水道料金の値下げをすることはできません。それは事実であります。

このように、黒字経営を目標に、できる限りのことを考え、水道料金の値下げも可能なこととして検討を進めたらどうかと考えています。各施設などのアセットマネジメントや水道料金をいかにして値下げをしながら経営を安定させていくかという議論を活発に行ってほしいと感じています。人間の生活にとって、水とはこれほどまでに重要だということは、言うに及びません。

このようなことを複合的に考えるならば、平成 30 年度南魚沼市水道事業会計決算は評価に値します。今後の水道事業会計においても多くの課題を克服し、市民生活をよりよいものにしてほしいと強く要望して賛成といたします。多くの議員からの賛同を求めます。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

7 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 第 77 号議案 平成 30 年度南魚沼市水道事業会計の決算認定について、歩む会の勝又が賛成の立場で討論いたします。もう既に 2 人の議員が賛成の討論されたわけですので、多少ダブる部分もあろうかと思いますがご容赦いただきたいと思ひます。

この第 77 号議案は、歳入歳出の執行実績をあらわした決算書についての是非を問うものであり、事業内容について語る場ではないものと認識しています。平成 30 年度の水道事業の歳入歳出の執行結果について、総合的な検証は既に終わり、不適正な予算執行があったとの報告もありません。この水道事業について、施策内容や効果及び事務処理手続等を含め、客観的に判断した結果、適正であると認められています。

そんなわけで、反対する理由がありません。水道事業の経営状況や水道料金など、さまざまな問題点もあろうかと思ひますが、財政的に苦しい現状を考えれば、現行制度において、これ以上の決算は望めないものと思ひます。我が市には残念ながら状況を一変させるような、打ち出の小づちのような便利なものはありません。

以上のことから、可能な限りの経営努力に努めた結果の決算であると判断し、今後も市の水道行政について将来を見据え、さらに改善を心がけ、安全・安心な水道水の安定供給に努

めていただくよう強く要望し、賛成の討論といたします。多くの皆様よりの賛成をいただきたくお願い申し上げます。以上です。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 それでは、議長に発言を許されましたので、第77号議案 平成30年度南魚沼市水道事業会計決算認定についてに対し、市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加をいたします。

先ほど水道事業に対する反対討論では、水道料金が高額であることを主たる理由として、今決算認定に反対との討論でありました。しかし、今決算認定については、本議会で決定した予算の執行状況について議論し、認定の可否を審議するものであり、料金が適正かどうかについて審議をする場ではありません。

そもそも料金体系については、これまでの本議会の議論により決定されたものであり、その執行がこの決定に沿ったものであることは当然の理であり、何ら非難されるものではないことは明白であります。このことから先の反対討論には大きな疑義があります。

百歩譲って、現在の水道事業を顧みたとし、バブル期の過剰投資への対応として平成29年10月に新たな経営戦略を策定し、地域別配水方式の整備に向けた投資・財政計画の見直しや、将来の事業環境への修正等を行う中で、人口減少社会への対応を模索しながら、これに対応した投資・財政計画に沿った事業運営を担当部署の総力により、その実現に向け、全力で押し進めています。

言うまでもなく、水道事業は市民の安全・安心を守るための最重要なインフラの1つであり、この新たな経営戦略の実現は、市民生活にとっての安全・安心に不可欠なものであると考えます。

今平成30年度南魚沼市水道事業会計決算については、市民の安全・安心の実現に向けた適正な執行が行われたものと判断できる内容であり、当然に賛成すべきものと考えています。多くの議員の皆様のご賛同を心からお願いし、賛成討論とさせていただきます。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長報告は、認定です。第77号議案 平成30年度南魚沼市水道事業会計決算認定について、本案は委員長報告のとおり決定すること

に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 77 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 日程第 4、第 72 号議案 平成 30 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、日程第 5、第 73 号議案 平成 30 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第 6、第 74 号議案 平成 30 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、日程第 7、第 75 号議案 平成 30 年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定について及び日程第 8、第 78 号議案 平成 30 年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてまでの以上 5 件を一括議題といたします。5 件について社会厚生委員長・中沢一博君の審査報告を求めます。

社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長 それでは、社会厚生委員会の審査報告を行います。本委員会には決算審査が 5 件付託されました。それに基づきまして審査を行ったものであります。期日でございます。令和元年 9 月 4 日、委員出席状況は 7 名全員でございます。議長からも出席いただきました。審査の内容であります。各々関係いたします執行部からの部長、課長、説明員から出席をいただき、審査を行ったものであります。

本委員会に関しましては、先ほども申しましたように 5 件であります。時間の関係もありますので、簡潔に報告させていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

最初に第 72 号議案 平成 30 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてであります。この会計に関しましては、実質収支では 1 億 8,172 億円の黒字でありました。平成 30 年度の基金への積み立ては 6,500 万円で、基金合計では 2 億 3,389 万円であります。大幅な黒字になった原因としまして、農業所得が県の推計より低下するのではないかと、そういうふうにしたわけでありまして、その部分と、それとまた、被保険者数も推計より減少するだろうと見込んだわけですが、その収入を 5,000 万円減というふうに見込んだのが、この 1 つの要因でございます。

それともう一つは、当初見込んでいた県からの特別交付税が増加したことあります。予算額より 3,754 万円増加いたしました。県に移行しての初めての取り組みであったため、算出がしづらかったというふうには推測しております。その中で、南魚沼市の保険税は県下の値下げ幅が大きかったものと皆さんもご承知しているとおりであります。

問題は、今後この大幅な黒字が継続するかどうかということでもあります。被保険者が減少する中で、確実に保険税収入は減少すると予想されております。例えば平成 31 年度では約 5,000 万円減るであろうというふうに見ております。その中で、県への上納金は 1,465 万円増え、急激に赤字に転落することはないと思われましても、徐々に黒字が減ってきて、最終的には基金の取り崩しが必要となるというふうにも考えております。医療費の給付も 5.6%上昇いたしました。

そうした中、主な質疑でございます。保険者努力支援制度はどのような点が評価されたのかという点、また、被保険者資格証の相談について平成30年度はどうであったかという点に関しましては、当市の一番の課題というのは、その評価の中のいわゆる健康ポイントのような取り組みがなされていない、そこにやはり評価が落ちている旨の報告がありました。今後、実施に向けて準備しているということでもあります。

短期証の件でありますけれども、毎年確実に減少しております。最新の数では196名が対象であります。昨年度は232名、その前が290名、そして、その前が364名と、4割ぐらいの対象の方が減っているという報告がございました。

そして、討論に入りましたけれども、討論はありませんでした。採決の結果、全会一致で認定することに決しました。

次に第73号議案であります。平成30年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について報告いたします。平成30年度は広域連合が始まって以来の、保険料率を初めて引き上げたわけです。所得割が7.4%でプラス2.5%、そして均等割が3万6,900円で1,600円のプラスであります。現年度分1人当たり大体10%ぐらいの上昇になったというふうな報告を受けております。

そうした中、質疑に入りました。質疑では滞納額が昨年度よりも105万円増えているが、特例軽減が減った影響か、との部分でございました。それに関しまして、保険料が上がったということについては、相談や質問が数件あったが、クレームや、払わないということではなくて、なぜ上がったのかというそういうような質問であったというふうに報告がございました。今回の制度改正による滞納の増加というのは、見られないということでございます。

そうした中、討論に入りました。討論はありませんでした。採決の結果、全会一致で原案のとおり認定されました。

次に第74号議案 平成30年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてであります。現在の特別養護老人ホームの待機者の状況でありますけれども、150人から120人という中で推移しているという報告がありました。そして、待機時間ですけれども、平均しますと1年から1年6か月となっているというふうに聞いております。

質疑でありますけれども、不納欠損処分の介護保険独自の理由として、本人、家庭の拒否とあるが、簡単に拒否できるのかという問いがございました。そしてその部分で、執行部のほうから、そういう方はなかなか説明しても理解していただけない方であると。そういう方が残念ながら23名いるという報告でございます。そして現在、検討しております、介護保険は自力執行権があります。全国では滞納処分を行っている市町村は31%であります。県内の20市でも12市が差し押さえているという現実であります。今後、税務課と一緒に考えて公平を考え、滞納処分の方向にシフトを変えていく考えであるという報告がありました。あくまでも本当にお一方お一方に丁寧に相談に乗った中で、最終的にはそういう形で考えていかざるを得ないという部分でございました。

また、介護人材の当市の状況はどうかということがございました。その質問に関しまして、

現在、介護職が 1,685 人要るそうであります。そして、158 人不足しているという報告をいただきました。充足率は 91.4%であります。昨年度から皆さんもご承知のとおり、初任者研修、そして実務者研修の補助制度をつくって行った中で、この部分に関して一生懸命挑戦している部分であります。また、ケアマネジャーさんの不足につきましても、試験の前の直前対策講座を設けた中で、本当にこの部分も取り組んでいるという報告がございました。

そしてまた、皆さんもご心配している介護処遇改善であります。昨年度はどうであったか、そういう部分でありますけれども、大体平均 3 万円増との報告がございました。

そうした中、質疑が終わりまして討論に入りました。討論は 1 件ありました。内容としまして、介護保険制度の必要性を感じる等の討論でございました。その後、採決に移りました。採決の結果、全会一致で原案のとおり認定とすることになりました。

次に第 75 号議案であります。平成 30 年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定についてであります。平成 30 年度から完全な無床診療所として、外来診療、また、健診事業、そういう部分を行う診療所となったわけであります。医師についても臨時職員医師で対応しているわけであります。

そうした中で、質疑では、常勤医師確保のためにどのような取り組みをしたのかというのがございました。それにつきまして、常勤医師確保は非常に難しい現状である。地域医療全体を見たときに、市民病院群の中で一緒に考えていくのが一番いい方法ではないかと考えている。また、皆さんもご承知の地域医療政策の検討委員会に、城内診療所も入れた中で、議論をしていただきたいと思っているということでございます。その後、討論はなく採決の結果、全会一致で原案のとおり認定いたしました。

次、最後でございます。第 78 号議案 平成 30 年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてであります。執行部から説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑の内容でございますけれども、当期の純損失が 2 億 7,783 万円出たということについて、どのように総括しているのかということであります。これに関しまして、市民病院は減価償却が非常に大きいと。また、非常勤医師の交通費を含めた給与費が 2 億 6,000 万円ほどで大きく占めているということでもあります。そして、非常勤医師が多い理由として、1 つは、ある科には常勤医師がいないということであると。小児科、婦人科は、外来患者が多くなく、実際にいないわけでありますけれども、市民からの要望もあり、なくすわけにはいかないということでもあります。もう一つは、研修医の問題もあるということでもあります。それは実はどういうことであるかということ、指導という面もあり、非常勤医師が多くなっているという、そういう報告もありました。非常勤医師は、市民病院では大体ひと月に 90 人から 100 人だそうであります。そして、大和病院では、おおよそ 25 人の非常勤医師に来ていただいて、現状の医療に携わっていただいているという説明がありました。

その後、討論に移りました。討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定することに決しました。以上であります。

○議 長 5 件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 72 号議案 平成 30 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 72 号議案 平成 30 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は、認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 72 号議案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第 73 号議案 平成 30 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案認定に反対者の発言を許します。

13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 第 73 号議案 平成 30 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、反対の立場で討論に参加します。

私は今予算の反対討論で、平成 20 年度の制度開始以来、新潟県では初めての保険料金の引き上げで、平均保険料が年間 2,645 円の増になると指摘しました。結果は、3,695 円の増でありました。

後期高齢者医療制度について、我々日本共産党は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に囲い込んで、負担増と差別を押しつける制度で、速やかに撤廃して、もとの老人保健制度に戻すべきとしています。

保険給付費の状況は、65 億 2,936 万円で、前年度より 1 億 137 万円増加しています。保険料は際限なく値上げが続くことが想定されます。不納欠損は 19 万円で、前年より 5 万円増加しています。収入未済額は 310 万円で、105 万円増加しています。負担増は滞納者を増やし、医療抑制につながっていきます。年を取っても安心して医療を受けられるよう、市独自の支援が必要になってまいります。以上を指摘しまして反対討論といたします。

○議 長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。

6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 それでは、第 73 号議案 平成 30 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計

決算認定については、市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加をいたします。これは南魚沼市の平成30年度後期高齢者医療特別会計の予算に対して、決算が適正であったかという点で賛成意見を述べさせていただきます。

平成30年度決算の状況を見ますと、後期高齢者数は前年度比13人減少しましたが、9,656人に達しています。歳入総額5億4,671万円、歳出総額5億4,525万円で、実質収支額は146万円の黒字であります。一般会計からの繰入金が1億5,119万円で、前年度比40万円増加しております。

保険料の収納率は、99.0%と前年度より0.1%向上しましたが、収入未済額は310万円で、前年度比105万円増加し、不納欠損額も19万円で、前年度比5万円増加となっております。特に滞納繰越分については、無年金高齢者への徴収の難しさが課題となっております。これに対しては個々の実情に丁寧な対応が必要であると考えております。

保険給付の状況は、件数が前年度比1,604件減少している中で、金額は1億137万円増加となり、今後も保険給付費と一般会計からの繰入金の増加が懸念される状況であります。しかし、今後ますます高齢化が進む中で、年金収入だけの生活となる人が多い75歳以上の市民にとって、少ない個人負担で医療機関を利用できることは、大きな安心につながっており、一般会計から繰り入れても維持をしなければならない重要な社会保障制度であります。

特に現年度分収納率99.7%は、評価に値するものと考えております。今後も収納率の向上と健康寿命延伸の取り組みによる、保険給付費抑制による安定的制度運用に期待をして、平成30年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算に賛成するものであります。以上です。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長報告は、認定です。第73号議案 平成30年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第73号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第74号議案 平成30年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案認定に反対者の発言を許します。

5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 第74号議案 平成30年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定に反対の立

場で討論に参加をします。

平成 30 年度決算介護保険料の収入済額は 66 億 9,109 万円、支出総額 64 億 5,301 万円で、差引 2 億 3,808 万円の翌年度繰越となっています。その中で、保険給付費が確実に伸びていますが、介護保険料との比率では平成 25 年度の 18.8%から平成 30 年度には 24%と上昇しています。これは保険給付費以上に保険料負担が増えていることを示すもので、お年寄りの暮らしを圧迫しています。

介護保険制度は 19 年前、家族介護から社会で支える介護へというスローガンを掲げて導入されましたが、実際には要介護度に応じてサービス内容や支給額が制限され、スタート当初から、保険あって介護なし、と言われてきました。特に特別養護老人ホームの待機者は、2014 年時点で全国で 52 万人。安倍政権の改悪で要介護 1、2 が対象から除外されたのちの 2016 年でも 39 万人に上ります。介護保険導入後の 13 年間に、全国の特別養護老人ホームのベッド数は、1.7 倍に増えましたが、入居希望者はそれをはるかに上回る規模で増え続けました。

このように、特養待機者が爆発的に増え続ける背景には、高齢者世帯の貧困があります。現在、国民年金のみを受給する人の平均受給額は、月 5 万 1,000 円で、こうした人たちが要介護状態になったとき、最期まで入居できる施設は特別養護老人ホームしかありません。

ところが、政府は、給付費抑制のために特別養護老人ホームの増設を抑え、有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅など利用料が月平均で 12 万円から 15 万円かかる、低所得者には利用できない施設の整備ばかりを応援してきました。その一方で、医療給付費削減のため病院からの高齢者追い出しを推進してきました。そうした中、行き場を失った人たちを、メディアが介護難民、老人漂流社会と呼ぶような深刻な事態が広がっています。

こうしたもともと利用者からサービスを取り上げる改悪や、機械的な利用制限の仕組みを撤廃し、介護保険を必要な介護が保障される制度へと改革していくことが求められています。保険料、利用料の高騰を抑えながら、制度の充実や基盤の拡充を図り、本当に持続可能な制度にするには、公費負担の割合を大幅に増やすしかありません。安心できる介護保険制度を目指し、国の姿勢を転換し、国負担分を直ちに 10%引き上げることこそ、抜本的方策です。

こうした将来展望を持ち、自治体として独自の対応が求められます。高い介護保険料と利用料軽減のために、一般会計からのさらなる繰り入れを求め、反対の討論といたします。

○議 長 次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

9 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 第 74 号議案 平成 30 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、未来創政会を代表し、賛成の立場で討論に参加いたします。賛成の理由を簡潔に申し上げます。

要介護認定者と高齢者の増加に伴い、医療と介護の連携を進め、保険給付費の抑制が求められる中、介護予防普及啓発事業の充実に取り組んでいることを評価いたします。また、保険料の収納率の改善に努め、不納欠損額の減少が続いていること、そして介護人材不足の解消と資格取得支援に取り組んでいることに期待をし、決算認定に賛成いたします。多くの皆

様のご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に、原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、私は市民クラブを代表いたしまして、第 74 号議案 平成 30 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、賛成の立場で討論に参加いたします。

介護保険制度につきましては、施設サービス、在宅でのサービスの必要量とその負担を勘案しながら、3年ごとに多くの市民が安心できるような介護計画を立てながら進めているわけではありますが、反対者が言うように施設の不足も現状ではあるわけでありまして、不足している施設でありますけれども、加えて言うならば、介護職員になり手がいないという、そういう大きな問題もありました。

さらには膨らみ続ける介護保険料の問題、まだまだ不満や不安は多いわけでありまして、特に介護人材の問題は深刻でありまして、介護ロボット、外国人の労働者を含めて、その確保に国も、自治体も必死な状態であります。ここを何とかしなければ施設にしても在宅にしても、介護はマンパワーでありますので、このままでは受けたサービスが受けられなくなるという心配も出てきます。

もう一つが、膨れ上がった介護保険料の問題です。この7期の基準月額が6,351円、これが3年間固定になるわけでありまして、介護保険発足当時多分2,000円ぐらいだったというふうに思うのですが、そのころから比べますと大分増えてしまったと、介護保険料負担も大きくなったということを、私も感じていることでもあります。

そうでありまして、このことはあえて言うまでもないことではあります。先ほど反対者のほうも言っていましたけれども、介護保険制度の前の制度では、家族によっては利用者の自己負担が比べものにならないぐらい重過ぎる場合も出てくるわけでありまして。加えて少子高齢化、核家族の進む中では、なかなか個々の家族だけでは負担の対応が難しくなった。介護の問題を、介護の社会化——先ほど言いましたけれども、出てきました。ということで社会全体で負担をして支えあっていこうと始まったわけでありまして、今まで施設も在宅にも取り組んできた結果として、介護保険料も当然上がってくるわけではあります。この7期計画におきましても基金を取り崩しながらの介護保険料であります。

そこで、介護問題がどう進んでいくのか。そのための介護保険第7期計画の初年度の平成30年度はどうだったのか。その計画に沿って運営が行われたのか。私たちはそこを第一に見なければならぬし、そこを判断しなければならぬと思います。

そういう観点で、平成30年度の介護保険特別会計決算を見れば、先ほど言いましたように、施設入居待機者もまだ多くあるわけでありまして、7期計画全体の3年間で介護サービスの基盤整備の新しい介護医療院も含めて計画し、7期計画の初年度の平成30年度もおおむね計画に沿って進められているものと感じています。個人的には一番重要視している介護

予防については、市民の意識の問題もありますし、そして、介護予防の成果は一気に出る問題ではありませんが、着実に取り組んでいることを確認いたしました。

私はいよいよ近づいた、地域包括ケアシステム構築に向けての在宅の体制については、この7期計画、3年間の中で目に見えた形で多く進めなければならないことを考えれば、課題も多いわけでありますけれども、細かい数字的なことは別にいたしましても、決算書及び傍聴させていただきました担当委員会の審議の中で、これらが計画的に進められていることも確認ができました。

よって、審議過程やこういう中での質疑、意見をきちんと受け止めていただき、今後にかかしてもらうことを望みまして、平成30年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について賛成したいと思います。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に、原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長報告は、認定です。第74号議案 平成30年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第74号議案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第75号議案 平成30年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第75号議案 平成30年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は、認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第75号議案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第78号議案 平成30年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 78 号議案 平成 30 年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、本案に対する委員長報告は、認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 78 号議案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 ここで休憩いたします。再開を 11 時ちょうどいたします。

〔午前 10 時 39 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前 11 時 00 分〕

○議 長 日程第 9、第 87 号議案 作業所浸水事故に係る損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第 87 号議案についてご説明申し上げます。本案につきましては、令和元年 6 月 24 日、浦佐天王町地内において発生しました、作業所の浸水事故につきまして、損害賠償の額を定め、和解することにつきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案をごらんください。1 事故の概要につきましては、6 月 24 日夕方に発生しました一時的な豪雨によりまして、浦佐天王町地内の排水路が増水しましたが、魚野川右岸の雨水排水が一級河川に排水されず、午後 6 時 55 分、個人の作業所内に浸水しまして、建物内にある機械を損傷したものであります。

排水されなかった原因としましては、6 月 19 日に天王町の排水樋管の水門開閉動作の確認作業を行いました。確認作業後に、通常であれば水門を全開状態にしておくものを、戻さなかったことによりまして、そのことが原因で浸水の被害が発生したものです。

2 和解並びに損害賠償の相手方は、市内在住の男性であります。

3 損害の額は、114 万 5,180 円とするものです。

4 事故の責任割合につきましては、市 100%、相手方ゼロ%であります。

5 和解の要旨は、市が相手方に 3 の損害の額を支払うことで和解し、以後一切の債権債務関係がないことを確認するものです。

今回の事故発生によりまして、市民の財産に損害を与えてしまいました。今後、二度とこのような事故を起こさないように、事故防止への対策と適正な施設管理に努めてまいります。

事故に対する改善策としましては、「水門操作における留意事項」を作成しまして、地元行

政区と市の関係部署による緊急体制と対応の確認を行いました。また、現場での緊急時の水門操作説明を実施しまして、鍵関係の施錠管理の共有を行ったところです。事故防止のため、緊急時の相互連携を図っていくことも確認しております。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今の損害額について保険適用かどうか。何らかの保険を使っているのか実費なのか、ひとつお聞きします。

それから、これには当事者の状況がありません。1人でやったのか、あるいは複数でやったのか。そういう体制がこれにはありません。そういったマニュアルがあったのかどうか、お聞きします。

それから、これには原因者、この事故を起こした人の責任がありません。説明がありません。何らかの処罰があったのかどうか、お聞きします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 損害の額につきましては、当初、損害の見積額ということで申請額が328万円ほど見積もりが出されております。保険の適用を行いまして、損害保険の鑑定人から審査、査定をいただきまして、損害額114万5,180円という額を決定させていただきまして、相手方からもご了解をいただいたところです。

それから、作業を行った当事者の状況ですけれども、担当の職員2名が現場のほうへ行きまして、6月19日に作動の確認作業を行ったところです。

それから、原因者の関係の今後の処罰関係といいますのは、今後、懲罰委員会等が開かれて処分が決定するものというふうに考えています。以上です。

○議 長 総務課長。

○総務課長 最後の職員の処分について補足をいたします。ここで損害額が決定いたしましたら、地方公務員法の第29条、懲戒の項になりますけれども、そちらのほうに照らし合わせて該当する場合は、市職員の懲戒に関する審査委員会、いわゆる懲戒審査委員会というものがありますので、そちらに諮って処分するかどうか決定されるという流れになります。以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 保険会社で全額かどうかというものが不明でしたので、もう一度それをお聞きします。

それで、本人の請求が328万円だったということ、それが114万円。保険屋さんが対応したためにそこまで——本人としてみればゼロ%でありながらそういうことになると、かなり和解はしていると言いながらも、それなりの自分で自信をもってというか、相当額を算出しているわけですから、やはりちょっと保険屋さんというのは無理があるなという感じがし

ているのですけれども、その点、保険屋に一切お任せをしてその裁定に従っていただくという姿勢を貫いたのかひとつお聞きします。

あと、マニュアルの問題ですけれども、どういう、どの程度の大きな仕事なのかはわかりませんが、確認をしていかないとこういう問題が起きる。それがために、いや、私はマニュアルどおりにやりましたよと言われれば、本人の責任を問うことはないわけではありますが、マニュアルどおりでなかった部分がこういう形になったと。要するに2人で行ったということになれば、チェックを怠った人に重大な責任があると、こういう話になりますよね。

閉めたつもり、閉まってないよ、でしょう。そこをきちんと追及していないと、先般もそういう話をしたのですけれども、主語がない文言で、これで承認をくださいという感じというのは、非常に乱暴だというふうに感じるのです。

懲戒に諮ってというあたり、非常に見えないのですね、私は。懲戒の条例を読めばそれだというけれども、どの程度の本人の責任なのかというのは、わからない。どう処分するのかもわからないで、これを認めてください。要するに保険金で全額だからいいじゃないかという形なのか、その辺をひとつお聞きします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1点目の、まず損害賠償の額についてでございます。建設部長が説明申し上げましたように、当初、出てきた見積もりが300万円を超える見積もりでございました。説明いたしましたように、全国市長会の総合賠償保険の対応になりますので、専門家のほうに改めて査定をお願いし、お話し合いをした上でこの額になったということで、全額保険の対象にはなりません。

その328万円の見積もりと、和解額の差でございますけれども、やはり議員のおっしゃるような部分は、確かにあるかと思いますが、現実問題、損害賠償をする際については、やはり、その物の現在の価値というものも、当然考慮されるべきであろうと思いますので、その点については専門家の査定のもとでこの額を決定して、和解をさせていただきたいということでございます。

それから、職員の処分についてでございます。当然この議案書にもございますように、事故の割合が市100%でございますので、市に100%の責任があると考えてございます。その後の職員をどうするかという部分については、先ほど総務課長が申し上げましたように、私どもは定められた手続によって審査をし、決めていくということになります。以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 こういう和解に当たるときに、保険屋さんは保険屋さんで弁護士を持っていますので立てます。そのほかに市は顧問弁護士がいます。両方の弁護士を立てて協議をしていると思うのですが、その辺をお聞きします。

私が経験したもので、そういった乖離がありまして、要するに今は修復、修繕がされていますけれども、大和庁舎での事故のときに、やはり当事者も弁護士を立てざるを得なくて立てました。そうしたときには、かなりの被害者の要求が認められています。ですから、相手

は丸腰であったかと。要するに、弁護士も立てないで、相手の裁定に従ったのかどうか。その辺はやはり相手は市民ですから、こちらは万全の体勢をとって、そういった和解に持ち込むということがなかったかどうかを、私は心配している。お聞きします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 今回の件について、お互い弁護士を立ててというような状況にはなかったと——申しわけありません、弁護士を立てるような事態になったという報告を受けておりませんので、そういうことではなかったと思います。

保険会社さんとこの損害を受けられた方と当然、私どもでございますが、で協議をした結果、この額で和解をすることの同意をいただいたということでございますので、私どもが、何といいますか、今、議員がおっしゃいますように、丸腰の相手に対して専門家を立ててというような状況で、いわば安くしたというような状況にはないと思っております。

当然でございますけれども、相手の方も市民でございます。私どもは行政でございますので、その行政のバックをもって損害賠償の額について安くしてくださいというようなことはありません。以上です。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 地元で起きたことなので、あまり——黙っていようかと思ったのですけれども、今のやり取りの中で聞いていますと、私は職員さんもああいう事故を起こそうと思って起こす人なんていない。たまたまいろいろなことで事故は起きると思うのです。だから、仕方がないという言い方はおかしいですけれども、起きた事故に対してはきちんと責任をもってもらいたいというのはもちろん原則的にはあります。

ただ、私が非常に、ちょっと言葉が悪いのですけれども、違和感に感じるのは、ことしになってゼロ・100 というのが多分3回目なのです。1回雪道で事故、その次は追突だから、今回こういうこと。これは状況からして個別的にはゼロ・100 ということもあり得る。そして、ゼロ・100になると、今のやり取りのとおり、やった個人がみんな責められるのですよ、みんな悪いということで。私はそれでいいのかというところで、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

これほど、このゼロ・100 というのが続くというのは、個人の問題だけではなくて、例えば業務管理であったり、職員管理であったり、そここのところをもっときちんとしないと、このところは処方箋を張って治ったのだけれども、次のところでまた出てきますよ。

そういう全体の体質をきちんと、やはりこの際だからやっていただきたい。その中で起きた事故は仕方がないとは言いませんけれども、それは公務の執行上なので、ある程度行政のほうもかわりながら事故を起こした人の面倒も見てやらなければならないというようなことも、私はあると思うのです。そういう考え方だけちょっと聞きたい。

○議 長 総務部長。

○総務部長 おっしゃるとおりだと思います。100・ゼロということは、もう私どもの一方的な過失ということでございますので、一体、その原因がどこにあるのかというところを解

決しないと、再発防止にはならないと思います。

私ども常日ごろから、特に副市長には、「凡事徹底」という話をされております。やはりそういう日ごろの本当に当たり前のことを、当たり前に処理をして、チェックをしていくという体制が、ある意味、まだまだ足りなかったのだろうなというふうには反省しております。

1つの重大な事故の後ろには29件の軽微な事故があつて、300件のヒヤリハットがあるというような、昔から言われています法則もあります。逆に言えば、その常日ごろから300件のヒヤリハットを潰していかないと、大きな事故については防止ができないというような考え方もあります。とにかくやはり常日ごろの業務においても、あらゆることについてチェックをし、それから、加えてダブルチェックもし、まずは日ごろの平凡なことから徹底していくという意識をさらにもっていかないと、なかなかこういう100・ゼロというところはなくせないのかなというふうには考えておりますので、これからも徹底していきたいと考えております。以上です。

○議 長 19番・関常幸君。

○関 常幸君 浦佐で雨が降ると、まず私が行くのが、今のこの場所なのです。そして、黒沢、もう一つが、うるし沢川の井口建設のところですか。そういう中で、私が行く前に職員の皆さん、朝6時とか7時でも、本当にそこに行って見守ってくれているわけでありまして。

そういうことから、今回の事故であります、19日の日に点検に行って開けるべきところをしておかなかったという、本当にそういうふうな事故でこうなったわけでありましてけれども、私は今、総務部長が話されたように、これを契機にいろいろな水門が多くあるわけでありまして、もう一度、そこを一つ一つ、業者の皆さんを交えて点検をしていくというふうなことが、非常に私は大切だと思っておりますので、それはぜひとも、そういうふうなことをしてもらいたいと思います。

そして、1つ質問ですが、追加議案が出て、この今の事故を知ったのですけれども、この1軒だけではなくて、ほかの家も床下みたいになつたのではないかなと思っておりますが、そういう人たちとは何か話がありましたでしょうか。ということは、天王町で全部ここに水が入ってきて、あそこの人たちはこれだけまた続けば、あそこから家をほかのところに移転しなければだめだというふうな方もいるわけでありまして、今の当事者だけではなくて、ほかの人たちの床下等にも入つたのではないかと思うのですけれども、そういう人たちの意見はどんなだったのでしょうか。聞かせてください。

○議 長 建設部長。

○建設部長 当日の状況につきましては、今回、和解の案件1軒だけのお宅ではなくて、4軒のお宅の宅地内へちょっと浸水があつたというふうに報告を受けております。ただ、損害が発生したのは、こちらの1軒だけというふうに捉えております。

それから、ほかの水門の関係も、浦佐地内の水門が何か所かありますので、この部分もそれぞれ行政区の皆さん、それから担当部署のほうと点検、今後の対応の部分について確認も行っております。以上です。

○議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 1 点だけちょっと確認させていただきたいと思います。こちらの損害額は、恐らく機械の修理費のみだと思うのですが、これは作業所内の機械でかなり高額な——300 万円ぐらいが最初、出てきたということでもかなり高額なのですが、今回、本件事故に関しては一切の債権債務関係がないことを確認する、と書いてあるので大丈夫だとは思いますが、例えば、その機械が壊れている間、仕事ができなくてその損害が出たとか、そういう話で、後になって出てきて、また、などという困るのですけれども、そういった話はされたのでしょうか。それとも、そういう話は、はなからなくて、問題はなく、機械の損害だけということになったのでしょうか。ちょっとそこだけ確認しておきたいと思います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 いただいた見積もりの内容につきましては、機械の修繕関係の内容のみの見積もりになっておりますので、営業の部分で損失というふうな内容は含まれておりません。以上です。

○議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 恐らく見積もりはそうだったと思うのですが、このあたりはきちんと確認をされたのかどうかというところをお願いしたいと思います。もし、していなくて後でまた同じような話が出てくると、ちょっとまたなどという話になると面倒なので、ぜひ。

○議 長 建設課長。

○建設課長 今回につきましては、その部分も含めた中でこの額ということでは聞いております。ただし、その後、ということになりますと、また別な部分が出てくるのであれば、また別かとは思いますが、今回の部分につきましては、その分も含めてということ聞いております。以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 87 号議案 作業所浸水事故に係る損害賠償の額を定め和解することについては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 87 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 10、発議第 3 号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立

高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案についての提出者の説明を求めます。

14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、発議第 3 号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について説明をいたします。この発議は先ほど審議を行いました、陳情第 10 号が賛成多数によって採択をされたことを受けての意見書の提出をするものであります。1 通目は、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長宛てであります。もう一通は、新潟県知事宛てということであります。

この発議の内容につきましては、お手元にある内容のとおりでございますけれども、極々簡略な説明をさせていただきますと、2010 年から始まった私立高等学校への就学支援金制度は、令和 2 年、2 回目の見直しが行われます。そしてその場で、年収 590 万円未満の世帯の授業料が無償化になるようではありますが、就学支援金制度の対象がもともと授業料のみでありまして、入学金や施設整備費は対象外ということで、この意見書にも記載されて入学金の例が出てはいますが、この部分をとれば、公私間格差は依然として大きいということで、下記のほうに書いてありますように、就学支援金制度に施設整備を対象にすること、入学金についての助成措置を講じること、そして、学校運営の経常経費の増額の 3 点の充実を求める内容であります。

新潟県知事宛ても基本的には同様の趣旨でありますけれども、新潟県独自で行っている学費軽減制度の充実も含めた内容になっております。未来を担う高校生の教育の充実を望むものでありますが、今回はまだまだ公私間格差がある私立高校への教育の充実について、具体的な支援を国も県にも、もう少し増やしてほしいとする陳情の採択を受けての発議であります。以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第 3 号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と叫ぶ者あり〕

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第11、発議第4号 核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 発議第4号 核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出について、提出者として説明をさせていただきます。この議会において意見書の提出を求めるということで発議提出者となったのは、恐らく2回目かと思っております。

核兵器禁止条約は、2017年7月7日に国連において、122か国・地域の賛成多数で採択されたものであります。2019年8月現在で署名が70、批准が26と。50か国が批准をするとそれから90日後に発効するというものであります。

日本の首相もことし広島、長崎における平和記念式典に出席をしたわけでありまして。両市の市長がそれぞれ、この核兵器禁止条約に日本が参加をすると、署名をするということ強く求めたということは、メディアを通じて議員の皆様もご承知かというふうに思います。

今までこの議論の中で、日本はこの禁止条約に参加すべきではないという意見がありました。そもそも核廃絶と安全保障政策を冷静に考えるならば、現時点で参加すべきではないというのが論客の趣旨であります。これは核兵器保有国の参加ができない内容であるということでありましょう。このまま日本がこの条約に署名、批准を行って参加をしても、非核保有国だけの政治宣言に終わってしまう可能性があるという懸念をしておるわけでありまして。

核兵器不拡散条約NPTでは、核保有が条約上、許されている国と核兵器なき世界を目指す国の溝は、なかなか埋まらないというのが現状でありまして、その中で日本国においてもなかなかこの条約に署名、批准をしないという状況でありました。私は毎年、広島、長崎で行われる平和記念式典、その首長の話聞いています。やはり、これは日本国が、核を保有している国と、保有していない国との溝を埋めていく、その先頭に立って日本がやらなければならないのだというふうな強い思いを抱くものであります。よって、今回も日本国に対して核兵器禁止条約への参加を求めるという意見書を、提出したいものでございます。以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 それでは、核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出について、反対の立場で討論に参加いたします。

世界で最初に原爆が投下された8月6日、そして9日は、日本にとって特別な日であります。唯一の戦争被爆国として、日本は核兵器の災禍を語り継ぐ責任があります。さらに日本は核兵器の廃絶を訴え、世界が二度と核兵器を使用しないように努力する歴史的宿命を負っております。

確かに安倍首相は、8月6日、広島で行われた平和記念式典では、核兵器禁止条約には触れませんでした。その後の記者会見で、国連で2017年に採択されました核兵器禁止条約について、現実の安全保障の観点を踏まえることなく作成されたため、核兵器保有国が1か国として参加していない、と指摘しておりました。参加に否定的な見解を改めて示した。その上で、核軍縮の進め方について、核保有国や非保有国との間で立場の隔たりが拡大している。各国の橋渡しに努め、対話を粘り強く努める必要がある、と語っておりました。唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向けた努力をたゆまず続けると語っております。

日本政府は、これまでも核兵器廃絶に取り組んできました。自身が核兵器を保有しないことを国際社会に制約するとともに、国連総会に核兵器全面的廃絶に向けた、共同行動決議を提出し、核不拡散にも積極的に取り組んできました。そのような経緯を考えると、日本が2017年7月に採択された核兵器禁止条約交渉に参加せず、条約に反対することに、なぜ、と違和感を持つ意見もあるのが事実です。

また、核兵器廃絶を条約として法的に規定し、核兵器なき世界、その実現を目指す国際的な取り組みに、日本が参加しないことは、その廃絶を願う被爆者の心情を考えると、到底納得できないことも不思議ではありません。私自身も最初はそう感じていたこともありました。

今回、この核兵器禁止条約が核軍縮ではなく、核廃絶という、国際社会に新たな規範を持ち込み、他の諸条約と相互補完性のもとで目的を実現する意義は大きい。重要なのは、この条約に国際社会を導く力があるかという点であります。

日本政府が真剣に核廃絶に取り組み、なおかつ安全保障政策を冷静に考えるのであれば、現時点で核兵器禁止条約に参加すべきでないということです。それは、この条約の内容そのものに問題があるということに加え、核軍備管理軍縮をめぐる複雑な制度的及び政治的な条項を考えると、現状のままではこの条約は、核兵器国——核兵器不拡散条約NPTで保有を特権的に認められた5か国、ロシア・アメリカ・フランス・中国・イギリスのことであります——核兵器保有が条約上許されている国以外の国が、核保有をしないという政治宣言で終わってしまう可能性が高いということです。

核兵器禁止条約は、現実には核兵器を保有する核兵器国のみならず、日本と同様に核の脅威にさらされている非核兵器国からも支持を得られておらず、核軍縮に取り組む国際社会に分断をもたらしている点も懸念されています。

日本政府としては、国民の生命と財産を守る責任を有する立場から、現実の安全保障上の脅威に適切に対処しながら、地道に現実的な核軍縮を前進させる筋道を追求することが必要であります。核兵器保有国や非核兵器禁止条約支持国を含む、国際社会における橋渡し役を果たし、現実的かつ実践的な取り組みを粘り強く進めていく必要があります。核兵器禁止条約は、核兵器国や核兵器保有国の同意が条約発効の条件となっておらず、非核兵器国が集団で合意すれば成立させることは可能であります。

つまり、条約は、核兵器の意向やその安全保障を核兵器に依存する国などの状況は無視して、廃絶に同意せよと迫る方法になっている。このような方法では、核廃絶に向けた批判と情勢や共有は困難であり、核兵器の安全保障上の意義を受容する国と、それ以外と、国際社会を二分する結果になる。

以上のことから、現時点で核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出については、南魚沼市議会全体としては冷静に考えるべきこととして反対といたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 それでは、核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出について、賛成の立場で討論に参加をさせていただきたいと思えます。

2017年7月に国連で採択をされましたこの条約は、この意見書の中にもあるように、核兵器の使用や開発、実験、製造、保有ばかりではなく、核兵器による威嚇の禁止も盛り込まれ、核抑止力の明確な否定にもつながるものであり、世界がようやくたどり着いた画期的な内容となっています。

この条約採択後に行われた、サーロー節子さんの「これは核兵器の終わりの始まりです」「これまで核兵器は道徳に反するものでしたが、今や法律に反するものとなったのです」、このスピーチが世界に感銘を与えたことは、皆さんの記憶にも鮮明に残っていることと思えます。また、当市の非核平和宣言においても、「真の恒久平和と安全は、人類共通の願いである。しかし、この願いに反して、核兵器の保有、増強が続けられ、世界平和、人類の生存に深刻な脅威を与えている。我々は、世界で唯一の核被爆国民として、二度と核兵器による惨禍と被爆の苦しみを繰り返さないため、非核・平和の声を国の内外に巻き起こさなければならない。ここに我々は、兵器廃絶と非核三原則の遵守、平和運動の積極的な推進を行い、日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念を生かし、永遠にこれを継承する「非核・平和都市」たることを宣言する」こう、うたっています。

このように当市の非核平和宣言にもあるように、日本は唯一の被爆国として核廃絶を国際世論に訴えることができる特別な存在であり、この意見書にもあるように、日本は米国の核の傘や核抑止力に依存するだけでなく、今こそ核兵器廃絶に向けた強いイニシアチブを発揮するときであります。

国際社会におけるこの日本の持つ崇高ともいえる役割を自覚し、核兵器廃絶の実現に向け、日本政府が核兵器禁止条約の署名、批准を行うことを強く求めるものであり、このことがあ

って初めて核保有国と非保有国の橋渡しを日本が先頭に立ってきちんとできる。この土台ができるものだというふうに思っています。

このような立場から、この核兵器禁止条約への参加を求める意見書の採択に、多くの議員の皆様のご賛同をお願いし、賛成討論とさせていただきます。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第4号 核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、発議第4号は否決されました。

○議 長 日程第12、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長から所掌事務について、会議規則第111条の規定によってお手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申し出があります。

○議 長 お諮りいたします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

○議 長 以上で、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。これをもって令和元年9月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

〔午前11時44分〕